

第4回名取市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和6年8月28日(水)
開 会 午後2時00分
閉 会 午後2時50分

2. 場 所 名取市役所6階第1会議室

3. 提出議案

- 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について
議案第3号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画に係る意見について

4. 出席委員(29人)

会 長 15番 引地 長一

農業委員	1番 板橋 英昭	2番 入間川 康弘	3番 松浦 朋子
	4番 大友 清基	5番 遠藤 勝典	6番 昆布谷 功治
	7番 佐伯 美和	8番 渡邊 正明	9番 阿部 芳昭
	10番 相澤 喜美	11番 松浦 岩男	12番 入間川 昭一
	13番 佐藤 勝浩	14番 大内 繁徳	

推進委員	1番 大内 伸一	2番 山路 康則	3番 菅野 弘一
	4番 齋 重昭	5番 長田 満	6番 渡邊 定信
	7番 墨繪 広之	8番 引地 恒裕	9番 武田 由美子
	10番 浅井 照久	11番 松浦 正博	12番 松浦 崇
	14番 相澤 早苗	15番 川村 吉則	

欠席委員推進委員 13番 西山 剛

5. 事務局出席職員

事務局長 仙石 明光 事務局長補佐 菱沼 弘一 主査 伊藤 政文

6. 会議の内容 別紙議事録のとおり

第4回名取市農業委員会総会議事録

【開 会】

午後2時00分、ただいまから、名取市農業委員会第4回総会を開催いたします。
本日の総会は、農業委員15名、農地利用最適化推進委員14名、計29名出席です。
よって、会議規則第8条の規定により、総会が成立していることを報告致します。

【修 礼】

【議長選任】

名取市農業委員会会議規則第7条の規定により会長が議長となり、議事を進行した。

【議事の内容】

○ 議長（引地長一会長）

◎議事録署名委員の指名

議長において次の2名を議事録署名委員に指名をした。

7番 佐伯 美和 委員 8番 渡邊 正明 委員

◎議事の概要

《議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○ 議長（引地長一会長）

それでは、議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。松浦岩男代表委員説明をお願いします。

○ 3班代表委員（松浦岩男委員）

第3班代表委員の松浦岩男です。説明不足の点については、同じ班の担任委員会の方々と並びに事務局からの補足をお願いします。

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」、農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和6年8月28日提出。

番号1、大字・字・地番、下余田字鹿島276番22、地目は登記現況共に畑で登記面積は186㎡です。転用目的は道路及び駐車場です。譲渡人・譲受人の住所・氏名は、議案書のとおりです。開発許可は否で、転用目的に係る事業又は施設の概要は贈与で、通路及び駐車場として申請し、駐車場2台分です。

位置図・公図につきましては、議案書2ページ、審査内容及び土地利用計画につい

ては、担任委員会資料の1ページ、2ページをご覧ください。

申請地は、特別養護老人ホームうらやすから400mほど南東に位置しています。譲渡人と譲受人は、いとお同士にあり、譲受人が居住する家屋は、元々、北側隣接の276番9を通路として長年無償で利用していたところですが、しかし、当該通路が第三者に売却、所有権移転されたことにより利用できなくなり、今回、隣接する南側の276番22を代替地として贈与すると申出があったことから、今回の申請に至ったものです。通路は、30cmから40cmの高さに盛土及び砕石を敷き、境界にL型擁壁若しくはブロックを設置して、通路幅員6m、有効幅員4m、車両2台を駐車場スペースと必要最小限の面積であります。雨水排水は自然浸透とし、周辺農地には影響が発生しないものと考えます。万が一、周辺農地に被害が生じた場合は、早急に対処し全責任を負うこととしております。

番号2、大字・字・地番、下増田字広浦35番41、地目は登記現況共に畑で、登記面積は1,569㎡です。転用目的は、産業処理施設用地です。貸付人・借受人の住所・氏名は、議案書のとおりです。開発許可は否で、転用目的に係る事業又は施設の概要は賃借権設定で、期間は許可日より永年間で、賃料は1㎡あたり月額76円、月額総額120,000円です。引火性廃油のタンク及びリサイクルプラントの建設のための転用です。

位置図・公図につきましては、議案書3ページ、審査内容及び土地利用計画については、担任委員会資料の3ページ、4ページをご覧ください。

申請地は下増田雨水ポンプ場・寺野橋から800mほど南東側に位置しています。借受人は、産業廃棄物を収集運搬しリサイクルを目的とした中間処理業を営んでおり、主に廃油処理を行っています。今般、受注量の増加により現工場のプラントが不足になったことから新たなプラント増設するにあたり、既存プラントと一体性を考慮し、隣接する南にある当該用地を選定したものです。増設プラント敷地は、盛土を行い既存施設と同じレベルとし、境界にはコンクリート擁壁を設置する予定です。雨水排水は、敷地内に側溝を設置し、雨水分離槽を通じて道路側溝に排出することとしており、油流出防止設備も設置することから周辺農地への影響が生じないものと考えます。

○ 議長（引地長一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の山路康則委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（山路康則推進委員）

議案第1号1番及び2番について、担任委員会の現地調査に同行し、実情調査に立ち会いました。

1番は、宅地への進入路への転用であり、土砂の流出等農地に影響を及ぼさないよう適切な管理をお願いしました。周辺農地への影響は発生しないと考えます。

2番は隣接する隣接する産業廃棄物プラントの増設に伴う敷地の拡大になります。境界にはコンクリート擁壁とフェンスを設置し、敷地内の雨水排水は、雨水分離槽で

雨水のみを隣接する道路側溝に排出するとしています。また、油流出対策も講じていることから周辺農地への影響は発生しないと考えます。

以上、1番及び2番ともに申請内容に問題がないと考えます。

○ 議長（引地長一会長）

ただいま両委員からご説明、ご意見等いただきました。この案件について、ご質問等はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

よろしいでしょうか。なしとの声がありましてので、採決に入ります。

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（挙手全員）

○ 議長（引地長一会長）

挙手全員でありますので、議案第1号は、原案のとおり決定いたします。

《議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について》

○ 議長（引地長一会長）

それでは、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を議題いたします。松浦岩男代表委員、説明をお願いします。

○ 3班代表委員（松浦岩男委員）

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和6年8月28日提出。

番号1と番号2は関連がありますので一括で説明します。

番号1、大字・字・地番は、下増田字鶴巻西137番、地目は登記田、現況畑で、登記面積は123㎡、権利種別は売買、譲渡人・譲受人の住所・氏名については議案書のとおりです。譲受人の経営面積は4a、世帯員3人、労力人は3人。売買の10aあたりの金額は1,000,000円で、総額で123,000円です。

番号2、大字・字・地番は、下増田字鶴巻西138番1、地目は登記田、現況畑で登記面積は160㎡、権利種別は売買、譲渡人・譲受人の住所・氏名については議案書のとおり。譲受人の経営面積は4a、世帯員3人、労力人は3人。売買の10aあたりの金額は1,000,000円で、総額で160,000円です。

位置図・公図につきましては、議案書の5ページをご覧ください。

1番及び2番の申請地は、下増田にある東光寺から300mほど東南東に位置しています。譲受人は、申請地の南側139番1の宅地を所有し、隣接する申請地の草刈り等を一部行っていたところ、譲渡人から売買の相談があり、申請に至ったものです。

譲受人は、現在公務員の傍ら、自宅の敷地内で野菜を生産していたとのことです。今後は、退職年齢も近づくことから、経営規模を拡大し、野菜の生産を増加させ、販売に繋がたいと考えています。営農計画書の提出やトラクターなど必要機械も所有し、所有の農地も適切に管理されているところです。

番号3、大字・字・地番は、飯野坂字小揚場142番、地目は登記・現況ともに田、登記面積は2,999㎡、飯野坂字小揚場143番1、地目は登記・現況ともに田、権利種別は贈与で、譲渡人・譲受人の住所・氏名については、議案書のとおりです。譲受人の経営面積は1,063a、世帯員6人、労力人は3人です。後継者への贈与です。

位置図・公図につきましては、議案書の6ページをご覧ください。

申請地は、名取中央スマートインターチェンジから200mほど西に位置しています。後継者への贈与であり、写真により対象農地を確認し、適切に管理されていることを判断いたしました。

以上、1番から3番について、8月26日の担任委員会で現地調査を行い、譲受人等から実情を聴取しました。いずれも許可要件を満たしていることから、許可について、問題はないものと考えます。

○ 議長（引地長一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の山路康則委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（山路康則推進委員）

議案第2号1番から3番について、担任委員会の現地調査に同行し、実情調査に立ち会いました。1番及び2番は、規模拡大による所有権移転であります。3番は、後継者への贈与であります。いずれも適切に管理されており、今後も同様と考えられます。以上、1番から3番の許可について、問題はないと考えます。

○ 議長（引地長一会長）

ただいま、両委員からご説明、ご意見等いただきました。この案件について、ご質問等はございませんか。

○ 議長（引地長一会長）

〔「なし」の声あり〕

「なし」という声がありましたので、採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり裁決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○ 議長（引地長一会長）

挙手全員でありますので、議案第2号は原案のとおり決定といたします。

《議案第3号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画に係る意見について》

○ 議長（引地長一会長）

次に、議案第3号「農地中間管理事業の伴う農用地利用集積計画に係る意見について」事務局より説明願います。

○ 事務局（伊藤主査）

それでは、議案書7ページをご覧ください。議案第3号「農地中間管理事業による農用地利用集積計画に係る意見について」、このことについて農業経営基盤強化促進事業の規定により「農用地利用集積計画」を調整したので、意見を求める。令和6年8月28日提出。

農用地利用集積計画の概要。

1 新規・更新の別

新規1件、2,871㎡、更新0件、合計1件、2,871㎡。

2 利用権を設定する土地

田2筆、2,871㎡、畑0筆、合計2筆2,871㎡。

3 利用権を設定する土地

① 利用権の種類。賃借権設定1件。

② 賃借権の存続期間。10年1件。

③ 借賃（10a当り）。3,000円1件。

④ 借賃の支払方法。毎年11月25日までに農地中間管理機構から土地所有者の本人名義の口座に手数料を差し引き振り込む。

4 公告予定年月日。令和6年8月30日予定。

5 詳細につきましては、議案書8ページのとおりです。

○ 議長（引地長一会長）

ただいま、事務局から説明がありましたが、これについてご質問はございませんか。
〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

「なし」という声がありましたので、採決いたします。議案第3号について、原案のとおり承認いたします。

《その他》

○ 議長（引地長一会長）

次に、その他に入ります。事務局より説明をお願いします。

〔8月29日、大河原町で開催の宮城県農業会議主催農業委員・農地利用最適化推進委員研修会の開催についての説明を行った。〕

〔9月の農業委員会行事日程の説明を行った。〕

○ 議長（引地長一会長）

他にございませんか。

○ 事務局（仙石局長）

本日の総会時開始前にお伝えしていたところですが、お配りしました別紙資料「農業委員会事務局令和6年8月26日」に基づき、「農地法第4条許可にかかる目的外使用の事案について」を報告いたします。

1. 対象者（所有者） 別紙資料のとおり。
2. 対象土地 高館川上字本木85番3、地目田、現況畑、面積332㎡。
3. 事案内容 農地法施行令第10条第1項第4号及び農地法第4条申請内容と違う目的外使用
（申請内容）農業用施設用地（農業用倉〈農機具庫〉及びパイプハウス）
（現況） 中古車販売・整備業者への賃借（倉庫を含めた敷地一式）
4. 経過 配付資料に基づき説明
5. 直近の状況と今後の流れ

令和6年8月26日、対象者本人へ出頭を求め、農業委員会会長及び担任委員会当番の農業委員第3班、農地利用最適化推進委員第2班の委員により目的に沿った使用を行うよう呼び掛けましたが、拒否されました。

今後の予定としては、10月下旬を期限として目的に沿った利用をしていただくための改善通知の郵送を9月中に行い、それを以って改善されなかった場合は、宮城県へこの案件の報告を行うことになるので、是正についての指導を宮城県から受けることになります。最終的に目的外使用の改善を拒否した場合は、許可の取消しとなり、それでも難しい場合は、違反転用ということで3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処されます。

以上、このような状況で、このような事案が発生しましたことを皆様にお知らせという形で報告します。

○ 議長（引地長一会長）

ただ今、事務局から説明がありました。

何かこの件について、質問等はありませんか。

○ 12番（入間川昭一委員）

対象者の水田耕作面積と高館川上に所有する農地の面積を教えてください。震災で元々所有していた農地が被害を受けたことから高館の農地を購入し、住所地から離れたところの農地なのでトラクター等農機具等を置くための倉庫用として、転用申請を行ったと聞いています。また、現在所有の農地は、本人が耕作しているのか、第三者に依頼しているのか、そのあたりも教えてください。

○ 事務局（仙石局長）

対象者の所有農地は、田を約9,300㎡、畑を約3,300㎡所有しております。高館地区では、高館川上字本木に2筆所有していて、地目は台帳では田ですが、現況

では畑となっております。高館地区以外では、下増田地区と杉ヶ袋地区に田を所有していて、株式会社美田園ファームに貸し付けております。

○ 12番（入間川昭一委員）

高館川上にある畑3, 300㎡は、実際には耕されているのでしょうか。

○ 事務局（仙石局長）

令和6年7月の段階で渡邊正明委員から頂いた写真では、若干雑草が繁茂した状態でしたが、先日私が現地確認をした際は、耕耘されておりました。

○ 議長（引地長一会長）

渡邊委員、お願いします。

○ 8番（渡邊正明委員）

私も、昨日現地を見てまいりました。倉庫の南側で畑作を行おうとしている形跡が見られましたが、倉庫の前にはタイヤが沢山積まれていました。85番3の東側には川があり、川沿いの農道から倉庫の方に入れるように整備されておりました。農業委員会事務局からの指導を受け入れての整備なののでしょうか。しかし、私の意見としてこの場所は、農振農業地域内であり、農地転用の許可が下りたことを疑問に感じます。対象者は、東日本大震災で被害を受け、代替え地として高館川上の農地を取得したときましたことがあります。令和元年第17回農業委員会総会で、名取市農業振興地域整備計画の変更に係る意見を求められ、「やむを得ない」との回答を受けた、「やむを得ない」は、その事を指すのでしょうか。85番3は、長らく放置されていた状況でしたが、最近土留めがされ建物の建設が始まり、農作業用の倉庫を建てられようとしているのかと見守っていたところ、貸倉庫との看板が掛けられ、連絡先として対象者の電話番号が表示されておりました。地元の農業委員として見過ごすわけにいかず、農業委員会事務局へ報告したところでした。8月上旬に地区の農業委員で農地パトロールを行った際も現地は見ております。対象者は、農業委員会からの指導を受け入れてくれるものと考えておりました。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。事務局お願いします。

○ 事務局（仙石局長）

今回の案件ですが、土地の取得は平成の初め頃でしたので、東日本大震災による代替えではありません。対象者は、震災により美田園北地区へ集団移転した方で、農業と併せて大工をしていたのですが、移転先の美田園北地区では作業場の確保ができないことを復興部へ問題提起していた方だと聞きました。転用申請時には、この件でも困っているとしてアプローチしていた可能性があります。現地は、農振農用地域で、開発が出来ない地域ですが、例外がありまして、公共用地、農業用施設用、例えば作業場、農業用倉庫、ライスセンターなどの利用であれば、農用地を外して施設を建てる事が出来るような形ができる、その後農地法の4条許可が可能になるということ

なので、「やむを得ない」状況と、お話がありました、東日本大震災の代替え地としてではございませんでした。以上です。

○ 議長（引地長一会長）

現地のことで補足があるようですので、松浦岩男委員お願いします。

○ 8 番（松浦岩男委員）

私も現地を見に行き、倉庫を使用する会社の従業員から話を聞いてまいりましたが、農業のための使用ではない、目的外使用であることを確認いたしました。

○ 議長（引地長一会長）

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

それでは、第4回農業委員会総会の議事の一切を終了いたします。

【閉 会】

午後2時50分、議案審議を終了した旨を報告し、閉会を宣言した。

【修 礼】

名取市農業委員会会議規則第23条第2項の規定により署名する。

令和6年8月28日

名取市農業委員会
議長

引地 長一

署名委員 7番

佐伯 美和

署名委員 8番

渡邊 正明